

国際倒産に関する主要判例の分析

WonIl SOHN, 孫元一(Attorney at Law, Yulchon)

1. 序　　言

韓国の「債務者回生(再生)および破産に関する法律(以下「債務者回生法」)」の第 5 編は UNCITRAL の国際倒産モデル法に倣って、国際倒産に関する規定をおいている¹。

2006 年 4 月 1 日に債務者回生法が発効されて以来、国際倒産手続において三つの債務者に関するケースがあった。これを順次に検討して、国内の倒産手続が外国で承認されたケースを紹介する。

2. 債務者 LP 会社

オランダに住所があり、オランダ法によって設立された LP 会社(A 社)がオランダで破産手続の申立てをし、破産手続が開始。オランダの裁判所は管財人を選任。管財人が提出した構造調整計画案に対して大部分の債権者が同意。構造調整計画案には A 社のすべての財産を子会社である S 社に譲渡し、S 社の株式を処分して得られる受益を債権者に配当する旨記載されていた。

無担保債権者である B 社(住所はイタリア)は A 社が持っている債権を仮押さえをした上で、韓国において、A 社に対して破産手続を申し立てた。

A 社は韓国の裁判所の外国倒産手続の承認を申請と同時に、承認前の命令として仮押さえの取消の申立てをした、裁判所は承認決定(2007 グクスン 1)と仮押さえ取消(2007 グクジ 1)を決定した。A 社は承認決定後、国際倒産管理人の選任を請求した。

承認の決定があったとしても債務者回生法による回生手続、破産手続、個人回生手続の開始と進行に何ら影響は生じない(第 633 条)。したがって、上記の事件で、B 社が申立てた破産手続は承認の如何に影響されない。しかし、A 社は B 社の破産手続の申立てに対して、A 社に対する破産手続が既にオランダで行われているし、B 社もまたその破産手続に債権者として参加しているので、韓国で新しい破産手続を行うのは不当であると主張した。

¹ 外国倒産手続の代表者(foreign insolvency representative)の外国倒産手続の承認申請(第 631 条)、裁判所の承認と同時に、または承認後に外国倒産手続に対する支援決定(第 636 条)および承認決定がなされるまでの暫定的な支援決定(第 635 条)、国内の裁判所においての外国倒産事件を処理する手続(いわゆる in-bound case)、外国裁判所においての国内倒産手続管理人の活動(いわゆる out-bound case)、同一の債務者に対して国内倒産手続と外国の倒産手続が同時に進行される場合の裁判所間の協調などを規定している。

普遍主義的な観点から、すでにオランダで破産手続が行われていることを考慮して韓国で別途の破産手続を行う必要はないとも考えられる。しかし、外国の倒産手続での承認決定が韓国での破産手続の開始と進行になんら影響を与えないという明文の規定があり、裁判所が決定できる支援決定の項目の中にも破産手続の開始と進行を妨げる内容はないという点を考慮すると、破産の原因が存在する限り同一の債務者に対する外国の倒産手続が承認されたという理由で破産の申立てを棄却することはできないと考えられる。裁判所も破産申立てを受け入れ、破産手続開始の決定をした。

3. 債務者 T

3.1 事実関係

債権者 K は、米国カルフォルニア州所在の G 社の債権を所有していた。G 社の唯一の株主であり、CEO である自然人 T も「法人格否認の法理」により、同額相当の債務を負担するものとされていた。K が上記の輸出代金債権に基づいて、米国第 1 審裁判所において提起した債務履行請求訴訟で勝訴したこと、T は、2004 年 2 月 9 日、米国破産裁判所に連邦破産法第 11 章の手続の申立てをした。

T は、2004 年 2 月 24 日、同破産裁判所に債権者目録を提出する際、K が主張する債権を争いのある債権として記載した。K は、同破産裁判所で定めた債権届出期間までに債権の届出を行なわなかった。更生計画案は、2005 年 4 月 26 日、債権者集会で可決され、米国破産裁判所は 2005 年 5 月 18 日に、更生計画案を認可した。T は、その認可された更生計画に従い、2005 年 7 月頃、156,380.4 ドルを弁済した。米国破産裁判所は、2005 年 11 月 30 日、第 11 章手続の終結決定をして、2006 年 1 月 19 日、手続が終了した。

一方、K は、2007 年 7 月 19 日、韓国所在の T 所有の土地および建物などにつき、20 億ウォンを被保全権利として、仮押さえをした。

T は、2006 年 12 月 14 日、債務者回生法第 631 条による国際倒産の承認を申請した。ソウル中央地方裁判所は、2007 年 1 月 22 日、すでに米国で第 11 章手続が終結していたことから、承認の対象になる外国の倒産手続はもう存在しておらず、外国倒産手続の唯一の承認申請権者である外国倒産手続の代表者が当該の外国倒産手続が終結されたことで管理人としての地位を失ったので、この申請は申請の資格がない者によるものであることを理由に申請を却下した。

T は、2007 年 3 月 13 日頃、米国破産裁判所で終結された第 11 章手続の再開の申立てをし、手続開始の決定を受け、T 自ら再開された第 11 章手続の代表者に

選任された。Tは、2007年11月12日、外国倒産手続の代表者として再度、国際倒産の承認を申請した。同裁判所は、2008年2月12日、米国の第11章手続の承認を決定した。この承認決定に対してKが、ソウル高等裁判所2008 ラ 592号で抗告を提起したが、2009年8月28日、抗告棄却が確定した。

Tは、2008年3月11日、自身を国際倒産管理人に選任することと仮押さえの取消などを求める国際倒産支援を申請し、韓国所在のT所有の土地および建物に対する仮押さえの取消を申し立てた。しかし、米国の第11章手続においての免責などによりKの債務者に対する被保全権利が消滅したとは考えられないことを理由に上記の仮押さえ取消の申立ては棄却された。Tは、これに対して上告したが、上告取消が確定した。

Kは、2008年3月27日、Tを相手にして破産宣告を申し立てた。これに対して、Tは、米国での更生計画の認可決定によって免責されたことを理由に、Kは破産債権者ではないと主張した。第1審裁判所は、債務者の支払不能を理由に2008年7月9日、Tに対して破産を宣告した(ソウル中央地方裁判所2008.7.9.ザ2008HAHAB20決定)。Tは直ちに抗告したが、原審はこれを棄却した。Tは、最高裁判所に上告した。

3.2 最高裁判所の判断(大法院 2010.3.25.ザ2009マ1600決定)

ア. 属地主義原則の下での外国裁判所の更生計画認可決定の対内的効力

債務者回生法が施行される前の旧会社整理法第4条第2項は、外国で開始された整理手続の効力に関して、いわゆる「属地主義の原則」をとっていることを明示していたので、外国整理手続における整理計画の認可決定による権利変動ないし免責の効力は及ばなかった。

イ. 債務者回生法の施行以降の外国裁判所の更生計画の認可決定に対する承認方式

属地主義原則を廃止し、第5編で国際倒産に関する規定を新設した債務者回生法は、第628条第3号で「「外国倒産手続の承認」とは、国内で外国倒産手続に対してこの編の支援処分をするための基礎としての承認」と定めて、同法第636条第1項は外国倒産手続の承認と同時に、またはその承認後に、債務者の業務および財産や債権者の利益を保護するための個別的な支援決定をし、外国倒産手続を支援できると定めている。これは、外国の倒産手続が行われると多様な効果が現れ、その効果が多数の理解関係人の及ぶので、特定当事者間の権利関係に対する外国判決の承認方式によって当該外国倒産手

続の効力を国内でも自動的に認めるのは適切でないという点を考慮したものである。

この各規定によると、債務者回生法においての「外国倒産手続の承認」は、民事訴訟法第 217 条が規定する「外国判決の承認」とは違って、外国裁判所の「裁判」を承認することではなく、当該「外国倒産手続」を承認することなので、その法的効果は外国倒産手続が支援決定をするに値すると確認するにすぎず、その承認によって外国倒産手続の効力が直接大韓民国内において拡張されたり、国内で開始された倒産手続と同一の効果を持ったりするものではない。また、債務者回生法上の支援決定は国内で行われている債務者の業務および財産に対する訴訟などの中止と強制執行、担保権実行のための競売、保全手続の禁止または中止、債務者の弁済禁止または債務者財産の処分禁止など、外国倒産手続の代表者が、外国の倒産手続において必要な配当・弁済の財源を国内で保全・確保し、これを基礎に配当・弁済の計画を立てたり、その計画を遂行したりするための手続的支援をするだけであり、外国の裁判所が外国の倒産手続でなされた免責決定や更生計画の認可決定などのよう、債務・責任を変更・消滅させる裁判を直接行ったり、外国裁判所の免責裁判などに対して、国内においても同一の効力を認める裁判を行い債権者の権利を実体的に変更・消滅させるための手続ではない。

元々、外国裁判所の免責裁判は実体法上の請求権ないし執行力の存否に関するものであって、それによって生じる効果は債務者と個別債権者の間の債務又は責任の減免という単純で一義的なものであり、その免責裁判などの承認如何をめぐる紛争は、免責の対象になった債権に基づいて提起された履行訴訟や強制執行手続、または破産手続などを通して、当該の債務者と債権者の相互間の攻撃防御によって個別的に解決することが妥当であり、この点から外国裁判所の免責裁判などの承認は、免責裁判などが外国倒産手続の一部としてなされたものだとしても、民事訴訟法第 217 条が規定する一般的な外国判決の承認と異なるべきである。

したがって、属地主義原則を廃止した債務者回生法の下では外国倒産手続でなされた外国裁判所の免責裁判などの承認に関してはその免責裁判などが民事訴訟法第 217 条の承認要件をみたしているかを審査し、個別的に判断するのが相当であり、承認の決定は債務者回生法の承認手続や支援手続によってなされるものではない。

ウ. 民事訴訟法第 217 条第 3 号が規定する公序良俗要件の充足

再抗告人 T は、米国破産裁判所からすでに終了された第 11 章手続の再開

決定を受けたことをきっかけに、本件米国第 11 章手続には、属地主義が廃止された債務者回生法が適用されるので、本件更生計画の認可決定による免責的効力は国内にも及ぶと主張した。しかし、本件の建物および工場に対する仮押さえの開放と、供託金の回収を許すと、旧会社整理法の属地主義原則を信頼して本件米国第 11 章手続に参加せず、再抗告人 T 所有の本件建物および工場につき仮押さえして、強制執行や破産手続などを通して債権を回収しようとした K の権利を著しく不当に侵害することになる。

したがって、米国破産裁判所の本件更生計画の認可決定による免責的効力を国内においても認めると、その具体的結果が韓国の善良な風俗やその他の社会秩序に反することになるので、米国破産裁判所の本件更生計画の認可決定は民事訴訟法第 218 条第 3 号の条件を充足できず、承認されない。

3.3 争点と論議

3.3.1 終了された事件の承認

本件は 2006 年債務者回生法が施行された以降、国際倒産事件として始めて承認を申請した事件である。本件の申請があった時、米国において倒産手続がすでに終了(closing)された場合にも承認を受けることができるかが争いになったが、裁判所はこれを否定して却下した。裁判所の却下決定後、申請人は米国の裁判所で事件の再開(reopen)決定を受け、再度承認の申請をして、裁判所はこれを認めた。

承認の対象を進行中の事件に限定する場合、外国倒産判決の効力をどう認めるかが問題になる。これに関しては三つの見解が対立している。

一つ目は別途の承認決定なしに民事訴訟法上の外国判決の承認制度を適用するという見解である。第 636 条の支援処分の中に免責決定の支援処分は定められていないので、外国倒産手続が終了されているか否かによって支援処分を異にする理由はなく、外国倒産手続が終了如何にかかわらず等しく処理するためである。

二つ目は、承認決定が必要であるという見解である。外国倒産手続において免責裁判がなされた場合、その外国倒産手続が手続的に終了されていなければ、韓国でも承認対象となり、免責裁判の効力が国内におよぶのに、その外国倒産手続が手続的に終了される場合には、もう承認対象になれないでのその効力がおよばないと考えるのは合理的

ではないという。この見解は外国で終結された倒産手続も債務者回生法による承認の対象になれると考えている。

三つ目は、外国倒産手続が進行中なら承認決定と免責の効力を承認する支援処分が必要であり、外国倒産手続が終了した後なら承認決定だけが必要で支援処分は不要であるという見解である。この見解は債務者回生法が外国倒産手続を承認の対象とする決定承認制を探っているので、外国倒産手続を構成する外国裁判所の裁判の中で免責裁判だけを例外に扱う理由がないことを論拠としている。

外国の倒産判決の効力を債務者回生法の承認および支援ですべて解決するためには、承認や支援の対象を進行中の事件に限定してはいけない。しかし、外国の倒産判決の効力を民事訴訟法の外国判決の承認を利用して判断すると、債務者回生法の承認を拡大する必要はなくなる。裁判所は後者を選んだと考えられる。

3.3.2 外国倒産判決の効力の認定

最高裁判所は債務者回生法第 632 条の「承認」は外国倒産手続の支援決定するための適格を確認しているにすぎないと判断している。更に、支援決定も外国倒産手続の代表者が外国倒産手続に必要な配当・弁済の財源を国内において保全・確保し、これを基礎に配当・弁済計画を立てたり、その計画を遂行したりするように手続的な支援をするだけであるとした。承認と支援の意味を狭く解釈して、その変わりに外国の倒産判決の効力は民事訴訟法上の外国判決の承認の問題であると判断した。

このような裁判所の解釈は、国際倒産事件は現行法第 5 編の国際倒産規定によりすべて解決されるべきだという学説とは立場を異にするものである。つまり、外国倒産判決の効力が債務者回生法による承認と支援によって認められるものか、民事訴訟法の外国判決の承認によって認められるものなのかの議論に対して、承認と支援決定を通して認められる法的効果以外の問題は外国判決の承認に関する民事訴訟法第 271 条により解決すると判断して、国際倒産規定の適用範囲を限定した。

外国倒産判決の効力が債務者回生法の支援と承認手続によって認められるべきであるという主張は、現行法の解釈から離れたものだと思

われる。この主張は債務者回生法第5編が外国の倒産手続の国内的法律問題をすべて規律していることを前提としているが、前述したように、モデル法や債務者回生法の立法過程において、そのような主張や議論がされたことはなかった。また、支援決定もその具体的な内容は列挙されていて、支援決定によって外国倒産判決の効力を国内で認めることは文理解釈の範囲を超えるものである。また、外国倒産手続の承認や支援の申請権を外国倒産手続の代表者に与えている以上、外国の倒産手続が終結された後は外国倒産判決の効力は認められないという結論になる点も一つの理由である。

3.3.3 外国判決の承認と公序

最高裁判所は、米国の倒産手続が債務者回生法の施行日の前に行われたことから、当時の属地主義規定に対する債権者の信頼を考慮していた。それなら、米国の裁判所に破産手続を申立てた時点が債務者回生法の施行以降であつたら、裁判所の判断は違つただろうか。外国の倒産手続が手続的に公正な進行されたなら、その手続に参加しなかつたとしても外国にある債務者の財産を差押さえて権利を主張した債権者に対して外国の免責判決の効力を認定することが公序に反するとは考え難い。債務者回生法の国際倒産規定が普遍主義を志向していることを考えるとその程度の調整は必要だと考える。

3.3.4 支 援

Tは、この事件で勝てば、Kが申立てた破産手続を取り消し、韓国に所在する自分の財産に関する権利を実現しようとしていた。この点から、Tが外国倒産手続の承認を受けた後、第636条の支援決定によって自分の目的を達成できるかに関して議論があった。承認後に裁判所がする支援決定は第636条に列挙されている。この中で、第5号の「他の債務者の業務および財産を保全したり、債権者の利益を保護したりするために必要な処分」を根拠として債権者の仮押さえや破産手続の進行を止めることができるかが問題になる。まず、外国倒産手続の承認は国内の倒産手続には影響を及ぼせないので(第633条)、破産手続の開始や進行は止められない。同じ債務者の外国倒産手続と国内倒産手続が同時に進行される場合、裁判所は国内の倒産手続を中心に支援を決定しなければならないので、国際倒産管理人の選任や仮押さえの取消などは不可避なものであるという意見がある。外国倒産手続の支援は仮押さえの解除はできるが、破産手続の進行を止めるのは難しいと思われる。しかし、破産手続は開始されたなら、仮押さえを取消し

ても破産財団の保全になんら問題はないと考えられる。

4. 債務者 LB 会社

債務者 LB 会社は香港法人であり、2008 年 9 月 19 日、香港裁判所に清算手続 (winding-up) を申立てた。香港裁判所は、2008 年 11 月 26 日、清算を命じた。香港裁判所は清算人として P を選任した。一方、債権者 G は、2008 年 12 月 5 日、韓国法人である A 社などに対する債権に基づいて仮押さえを申請し、2008 年 12 月 30 日、仮押さえ申請が認容された(ソウル中央地方裁判所 2008 年 12 月 30 日、ザ 2008 カダン 10470 決定)。

P は、2009 年 2 月 17 日、韓国裁判所に国際倒産承認を申請し、裁判所は、2010 年 10 月 8 日、これを承認した(2009 ゴクスン 1)。P は、2010 年 10 月 13 日、国際倒産の支援として第 636 条第 1 項第 1 号の保全手続の中止を申請し、2011 年 2 月 7 日、認容された(2009 ゴクジ 1)。P は、2010 年 11 月 3 日、国際倒産の支援として第 636 条第 1 項第 4 号の外国倒産手続の代表者を国際倒産管理人に選任する申請をして、2010 年 12 月 6 日、認容の決定された(2009 ゴクジ 2)。P は、2010 年 12 月 11 日、国際倒産支援として第 636 条第 7 項の保全手続の取消を申請し、2011 年 9 月 20 日現在、2009 ゴクジ 3 事件として進行中である。第 7 項の「特に必要だと認められる場合には」に該当するか否かに関して当事者間で争いがある。